

○津幡町まちづくり協議会等の認定に関する要綱

令和5年12月25日

津幡町告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを推進するため、住民が自主的に組織するまちづくり協議会又はまちづくり協議会準備会（以下「まちづくり協議会等」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり協議会 地域の防災防犯、健康・福祉の向上、生涯学習及び環境美化の推進を図るため、自助及び共助によるまちづくりを行うとともに、地域課題の解決や地域資源の活用に向けて、協力連携して取り組む組織をいう。

(2) まちづくり協議会準備会 まちづくり協議会を設立することを目的に活動する組織をいう。

(設立区域)

第3条 まちづくり協議会等の設立区域は、小学校の区域又は公民館の区域とし、その区域が他のまちづくり協議会等の区域と重複しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、設立区域を変更することができる。

3 まちづくり協議会等の設立は、1区域につき1組織とする。

(まちづくり協議会の事業内容)

第4条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地域の防災防犯に関する事業

(2) 地域の健康・福祉に関する事業

(3) 地域の生涯学習に関する事業

(4) 地域の環境美化に関する事業

(5) 地域の課題を解決するための事業

(6) 地域の特性を生かした活性化につながる事業

(7) その他目的達成のために必要な事業

(まちづくり協議会の認定要件)

第5条 まちづくり協議会は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該区域における多数の各種団体及び個人等の多様な主体で構成され、当該区域の誰もが自主的に参画できること。
  - (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。
  - (3) 事業計画書及び収支予算書を作成していること。
  - (4) まちづくり協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。
- (まちづくり協議会の認定の申請)

第6条 まちづくり協議会を設立した者は、設立後速やかに津幡町まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 規約
  - (2) まちづくり協議会の役員及び構成団体等の名簿
  - (3) 事業計画書及び収支予算書
  - (4) 活動対象区域図
  - (5) 設立総会の資料
  - (6) その他町長が必要と認めるもの
- (まちづくり協議会の認定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、津幡町まちづくり協議会認定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(まちづくり協議会準備会の事業内容)

第8条 まちづくり協議会準備会は、主に次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) まちづくり協議会の規約、組織構成及び事業計画等に関する協議
  - (2) まちづくり協議会で検討する課題の洗い出し
  - (3) まちづくり協議会に関する地域住民の意見収集及び周知に関する事業
  - (4) その他目的達成のために必要な事業
- (まちづくり協議会準備会の認定要件)

第9条 まちづくり協議会準備会は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該区域における多数の各種団体及び個人等の多様な主体で構成されていること。
- (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。
- (3) まちづくり協議会準備会を構成する団体等の名簿を備えていること。

(まちづくり協議会準備会の認定の申請)

第10条 まちづくり協議会準備会を設立した者は、設立後速やかに津幡町まちづくり協議会準備会認定申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) まちづくり協議会準備会の役員及び構成団体等の名簿
- (3) 活動対象区域図
- (4) まちづくり協議会準備会発足資料等
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(まちづくり協議会準備会の認定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、津幡町まちづくり協議会準備会認定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(まちづくり協議会準備会の認定の失効)

第12条 まちづくり協議会準備会の認定は、第7条で定める当該区域のまちづくり協議会の認定の日をもって失効するものとする。

(まちづくり協議会等の認定内容の変更)

第13条 まちづくり協議会等の代表者は、認定内容に変更があったときは、速やかに津幡町まちづくり協議会等認定内容変更申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会等の認定の取消し)

第14条 まちづくり協議会等の代表者は、第5条若しくは第9条の要件に該当しなくなった場合又はまちづくり協議会等を解散しようとする場合は、速やかに津幡町まちづくり協議会等認定取消申請書(様式第6号)を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受け、まちづくり協議会等が第5条若しくは第9条の要件に該当しなくなったと認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、まちづくり協議会等として適当でないと認めるときは、津幡町まちづくり協議会等認定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知することをもって、第7条又は第11条の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 運営に不正な行為があったとき。
- (3) その他認定を取り消すべき事由があると町長が認めるとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。